

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-302018

(P2008-302018A)

(43) 公開日 平成20年12月18日(2008.12.18)

(51) Int.Cl.
A63F 7/02 (2006.01)

F I
A63F 7/02 326C

テーマコード(参考)
2C088

審査請求 有 請求項の数 8 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2007-151955 (P2007-151955)
(22) 出願日 平成19年6月7日(2007.6.7)

(71) 出願人 597044139
株式会社大都技研
東京都台東区東上野一丁目1番14号
(74) 代理人 100076428
弁理士 大塚 康德
(74) 代理人 100112508
弁理士 高柳 司郎
(74) 代理人 100115071
弁理士 大塚 康弘
(74) 代理人 100116894
弁理士 木村 秀二
(72) 発明者 田中 一二
東京都台東区東上野一丁目1番14号 株
式会社大都技研内
Fターム(参考) 2C088 DA08 EA25

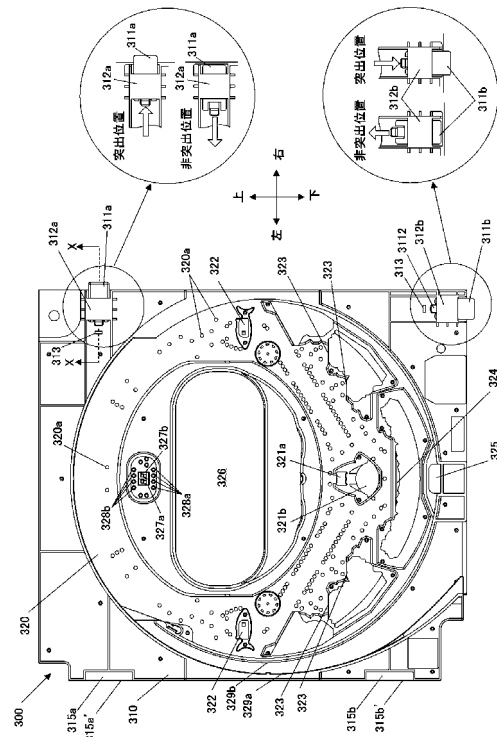
(54) 【発明の名称】 遊技台

(57) 【要約】

【課題】遊技盤の交換作業を容易化できる遊技台を提供すること。

【解決手段】遊技球の入賞口を有する遊技領域が前面に形成された遊技盤と、前記遊技盤を支持する枠体と、を備えた遊技台において、前記遊技盤を前記枠体に着脱自在に係合する係合手段を備え、前記係合手段が、前記遊技盤の前面に設けた案内部に案内されて、前記遊技盤の周縁から一部が突出する突出位置と、非突出位置との間で直線的にスライド可能なスライド部材と、前記枠体に設けられ、前記スライド部材が前記突出位置にある場合に前記遊技盤の周縁から突出した当該スライド部材の前記一部に係合する枠体側係合部と、を備えたことを特徴とする。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

遊技球の入賞口を有する遊技領域が前面に形成された遊技盤と、
前記遊技盤を支持する枠体と、
を備えた遊技台において、
前記遊技盤を前記枠体に着脱自在に係合する係合構造を備え、
前記係合構造が、
前記遊技盤の前面に設けた案内部に案内されて、前記遊技盤の周縁から一部が突出する
突出位置と、非突出位置との間で直線的にスライド可能なスライド部材と、
前記枠体に設けられ、前記スライド部材が前記突出位置にある場合に前記遊技盤の周縁
から突出した当該スライド部材の前記一部と係合する枠体側係合部と、
を備えたことを特徴とする遊技台。

10

【請求項 2】

前記スライド部材は、その底部から突起した突起部を有し、
前記遊技盤の前面に、前記スライド部材が前記突出位置にある場合に前記突起部と係合
する第 1 の遊技盤側係合部と、前記スライド部材が前記非突出位置にある場合に前記突起
部と係合する第 2 の遊技盤側係合部と、を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の遊技
台。

【請求項 3】

前記枠体は、前記遊技盤を収容する収容空間を有し、
前記遊技盤を前記枠体に着脱自在に係止する係止構造を更に備え、
前記遊技盤は、前記係合構造と前記係止構造とにより前記枠体に取り付けられ、
前記係止構造は、
前記収容空間を画定する前記枠体の内側部に設けられた第 1 係止部と、
前記遊技盤の周縁に設けられ、前記第 1 係止部と係合する第 2 係止部と、
を備え、
前記第 1 及び第 2 係止部は、一方が凸状をなし、他方が凹状をなしていることを特徴と
する請求項 1 に記載の遊技台。

20

【請求項 4】

前記枠体の一方の側部に回動自在に支持された前面扉を有し、
前記係止構造は、前記枠体の前記一方の側部側に設けられ、前記係合構造は、前記枠体
の他方の側部側に設けられたことを特徴とする請求項 3 に記載の遊技台。

30

【請求項 5】

前記スライド部材と前記案内部とは色が異なることを特徴とする請求項 1 に記載の遊技
台。

【請求項 6】

前記スライド部材は上下方向にスライド可能であり、かつ、前記突出位置にある場合に
前記遊技盤の下縁からその一部が突出するよう、前記遊技盤の下部に設けられたことを特
徴とする請求項 1 に記載の遊技台。

【請求項 7】

第 1 の前記係合構造と、第 2 の前記係合構造と、を備え、
前記第 1 の係合構造の前記スライド部材と前記第 2 の前記係合構造の前記スライド部材
とは、そのスライド方向が異なることを特徴とする請求項 1 に記載の遊技台。

40

【請求項 8】

前記遊技盤と前記枠体との間に介挿される弾性部材を有することを特徴とする請求項 1
に記載の遊技台。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明はパチンコ機に代表される遊技台に関し、特に、遊技盤の取付構造に関するもの

50

である。

【背景技術】

【0002】

パチンコ機に代表される遊技台では、遊技領域を形成する遊技盤は、内枠と呼ばれる枠体（前枠と呼ばれる場合もある。）に支持されており、この遊技盤をホール内で交換する場合がある。交換作業は作業効率の観点からなるべく容易に行えることが望ましい。特許文献1には、内枠の前面側から遊技盤を交換できる構造を開示している。一般に、内枠の背面側には遊技球の供給機構等が設けられているため、内枠の背面側から遊技盤を交換する構造においては供給機構等の取り外し作業が必要となり、手間がかかる。したがって、内枠の前面側から遊技盤の交換ができると、背面側から交換する場合よりも交換作業が容易化する。

10

【0003】

【特許文献1】特開2005-95421号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

特許文献1のものは、内枠に設けた固定体を遊技盤に設けた取付孔に挿入して係合することで遊技盤を内枠に取り付ける構造を開示する。この構造では、遊技盤を内枠に押し付けるだけで遊技盤の取り付けを行えるという利点があるが、きちんと固定体が取付孔に係合しているか否かが分かりづらいという問題がある。また、遊技盤を取り外す際には、個々の固定体の弾性係合片をつまんで係合を解除する必要があり、作業効率の点で改善の余地がある。

20

【0005】

従って、本発明の目的は、遊技盤の交換作業を容易化できる遊技台を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明によれば、遊技球の入賞口を有する遊技領域が前面に形成された遊技盤と、前記遊技盤を支持する枠体と、を備えた遊技台において、前記遊技盤を前記枠体に着脱自在に係合する係合構造を備え、前記係合構造が、前記遊技盤の前面に設けた案内部に案内されて、前記遊技盤の周縁から一部が突出する突出位置と、非突出位置との間で直線的にスライド可能なスライド部材と、前記枠体に設けられ、前記スライド部材が前記突出位置にある場合に前記遊技盤の周縁から突出した当該スライド部材の前記一部と係合する枠体側係合部と、を備えたことを特徴とする遊技台が提供される。

30

【0007】

本発明の遊技台では、作業者が前記スライド部材を操作してスライドさせることで、前記遊技盤と前記枠体との着脱ができる。また、前記案内部が前記遊技盤の前面に設けられたことにより、前記スライド部材が前記遊技盤の前面に位置しており、前記枠体の前面側から前記遊技盤を交換できる。したがって、前記遊技盤の交換作業を容易化できる。

【発明の効果】

40

【0008】

以上述べた通り、本発明によれば、遊技盤の交換作業を容易化できる遊技台を提供することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、本発明の実施形態について図面を参照して説明する。図1は本発明の一実施形態に係る遊技台Aの斜視図であり、前面扉400を開いた状態を示す図である。なお、以下の説明において、前面（正面）、背面、左、右、上、下といった方向を示す場合には図1に図示した方向に基づく。

【0010】

50

遊技台 A はパチンコ機であって、外枠 100 と、内枠 200 と、遊技盤 300 と、前面扉 400 と、を備える。外枠 100 は方形の枠体（例えば木枠）をなしており、遊技台 A をホールの島に設置するための枠である。内枠 200 は遊技盤 300 を支持する枠体であり、外枠 100 の前面側に配設され、ヒンジ部 201 を介して外枠 100 に回動自在に支持されている。なお、ヒンジ部 201 は上下に離間して設けられており、図 1 においては上方のヒンジ部 201 のみが図示されている。内枠 200 の下部には、演出装置 500 や遊技球（パチンコ球）の発射装置 501 等が取り付けられている。

【0011】

前面扉 400 は内枠 200 の一方の側部（左側の側部）においてヒンジ部 401 を介して回動自在に内枠 200 に支持されている。なお、ヒンジ部 401 は上下に離間して設けられており、図 1 においては上方のヒンジ部 401 のみが図示されている。前面扉 400 は、通常は内枠 200 の前面を覆う閉鎖状態（不図示）にあり、遊技台 A のメンテナンス時等に図 1 に示す開放状態とすることができる。前面扉 400 にはガラス板等の透明の部材で構成される窓部 402 を有しており、遊技者は窓部 402 を通して遊技盤 300 を見ることができる。前面扉 400 の前面には球発射ハンドル 403 が設けられている。遊技者が球発射ハンドル 403 を操作すると、発射装置 501 から遊技盤 300 へ遊技球が発射されることになる。

【0012】

図 2 は遊技盤 300 の正面図である。遊技盤 300 は、本体パネル 310 と、遊技領域 320 と、を備える。本体パネル 310 はその外形が略矩形をなしており、例えば、樹脂材料から形成される。遊技領域 320 は本体パネル 310 の前面に形成されており、したがって遊技盤 300 の前面に形成されている。以下、本実施形態における遊技領域 320 の構成について説明する。

【0013】

遊技領域 320 には釘 320 a が複数配設されている。また、遊技領域 320 には、特図始動入賞口 321 a 及び 321 b、複数の普図始動入賞口 322、複数の一般入賞口 323、及び、可変入賞装置 324 が配設されている。本実施形態の場合、特図始動入賞口 321 a 及び普図始動入賞口 322 はゲート式の入賞口であり、遊技球（パチンコ球）の入球後も遊技領域 320 を流下する。一方、特図始動入賞口 321 b、一般入賞口 323 及び可変入賞装置 324 はいずれも、遊技球の入球後には遊技領域 320 から排出される。これらの各入賞口にはいずれも入球を検出するセンサ（不図示）が設けられている。

【0014】

特図始動入賞口 321 b は、いわゆる電動チューリップであり、羽根部の開閉により、遊技球の入球が規制される規制状態と、規制状態よりも遊技球が入球し易い開放状態との間で状態が変化する。可変入賞装置 324 は、大当たりが発生した場合に遊技球の入球が可能となるよう、その入賞口にシャッタ（不図示）が設けられており、このシャッタは大当たりが発生した場合にのみ開放される。

【0015】

遊技領域 320 には、また、アウト口 325 が設けられている。アウト口 325 は遊技領域 320 の最下部に設けられており、いずれの入賞口にも入球しなかった遊技球はこのアウト口 325 に入球して遊技領域 320 から排除される。

【0016】

遊技領域 320 の略中央には液晶表示装置（LCD）326 が配置されている。LCD 326 は各種の情報を表示する画像表示装置であり、本実施形態では液晶表示装置を採用するが他の画像表示装置であってもよい。遊技領域 320 の上部には、普通図柄表示装置 327 a、特別図柄表示装置 327 b が設けられている。本実施形態の場合、これらはいずれも 7 セグメント LED 表示器である。また、普通図柄表示装置 327 a 及び特別図柄表示装置 327 b の下方には普図抽選保留記憶数表示装置 328 a が、上方には特図抽選保留記憶数表示装置 328 b が、それぞれ配設されている。

【0017】

10

20

30

40

50

普図抽選保留記憶数表示装置 3 2 8 a は小当たり判定用の乱数の保留回数を表示し、特図抽選保留記憶数表示装置 3 2 8 b は大当たり判定用の乱数の保留回数を表示する。本実施形態の場合、普図抽選保留記憶数表示装置 3 2 8 a 及び特図抽選保留記憶数表示装置 3 2 8 b をいずれも複数の LED で構成し、乱数の保留回数に応じた数の LED を点灯する。

【 0 0 1 8 】

遊技領域 3 2 0 には、また、外レール 3 2 9 a 及び内レール 3 2 9 b が配設されている。発射装置 5 0 1 から発射された遊技球は、外レール 3 2 9 a と内レール 3 2 9 b との間の通路を通して遊技領域 3 2 0 の上部へ打ち込まれることになる。

【 0 0 1 9 】

次に、上記構成からなる遊技領域 3 2 0 による遊技について概説する。遊技者が発射ハンドル 4 0 3 を操作すると、発射装置 5 0 1 から発射された遊技球が遊技領域 3 2 0 の上部へ打ち込まれる。遊技球は、その後、遊技領域 3 2 0 に立設した複数の釘 3 2 0 a と衝突を繰り返しながら遊技領域 3 2 0 の下部に流れ落ちる。遊技領域 3 2 0 の上部から下部へ遊技球が流れ落ちる過程で、特図始動入賞口 3 2 1 a 及び 3 2 1 b、普図始動入賞口 3 2 2、一般入賞口 3 2 3、可変入賞装置 3 2 4 に遊技球が入球することで入賞となり、遊技者に対して特典が与えられる。

【 0 0 2 0 】

遊技者に対する特典として、特図始動入賞口 3 2 1 b、一般入賞口 3 2 3 に遊技球が入球した場合は一定数の賞球、例えば 3 個の遊技球が払出される。可変入賞装置 3 2 4 に遊技球が入球した場合は一定数の賞球、例えば 1 5 個の遊技球が払出される。特図入賞口 3 2 1 a、普図始動入賞口 3 2 2 に入球した場合は遊技球を払出してもよいが、本実施形態では払出はない。

【 0 0 2 1 】

遊技台 A の制御部（不図示）は特図始動入賞口 3 2 1 a 又は 3 2 1 b に遊技球が入球したことを条件として大当たりの抽選を行なう。抽選の結果は特別図柄表示装置 3 2 7 b により表示する。特別図柄表示装置 3 2 7 b は所定時間の間、図柄（特別図柄）を変動表示した後、抽選結果に応じた特別図柄を確定表示する。大当たりの抽選は、乱数を取得し、取得した乱数が予め定めた値に該当するか否かを判定（大当たりの判定）することにより行なう。大当たりの当選確率は各抽選毎に例えば 1 / 3 5 0 である。

【 0 0 2 2 】

本実施形態の場合、大当たりの判定は、特別図柄の変動中には行なわない。特別図柄の変動中に特図始動入賞口 3 2 1 a 又は 3 2 1 b への遊技球の入球があった場合は、その入球に対応する乱数を保留し、特別図柄の確定表示後に大当たりの判定を行なう。乱数の保留数は例えば最大 4 つである。従って、最大保留回数を超えて、特図始動入賞口 3 2 1 a 又は 3 2 1 b に入球があった場合、その入球に対応する大当たりの抽選は行なわない。なお、大当たり用の乱数の保留数を「特図抽選保留記憶数」といい、特図抽選保留記憶数表示装置 3 2 8 b によりその数が表示される。

【 0 0 2 3 】

抽選の結果は LCD 3 2 6 にも表示される。LCD 3 2 6 は、図柄（装飾図柄）の組合せを変動して表示した後、大当たりの判定結果に応じた装飾図柄の組合せを表示する。LCD 3 2 6 は、特別図柄表示装置 3 2 7 b の特別図柄の変動開始及び変動終了と略同期して装飾図柄の組合せの表示の変動を開始し、終了する。

【 0 0 2 4 】

次に、遊技台 A は、大当たりの抽選結果が大当たりであることを条件として、予め定められた条件が成立するまで、遊技状態として大当たり状態を設定する。大当たり状態が設定されている間、可変入賞装置 3 2 4 のシャッタが所定回数（例えば 1 5 回）開放し、可変入賞装置 3 2 4 に遊技球が入球可能となる。1 回の開放（ラウンド）は可変入賞装置 3 2 4 に一定数の遊技球の入球（例えば 9 個）があるか、一定時間の経過（例えば 3 0 秒）により終了する。大可変入賞装置 3 2 4 のシャッタが上記の所定回数開放すると、つまり、

10

20

30

40

50

ラウンド数が所定回数に達すると大当たり状態を終了する。

【0025】

遊技台 A の制御部は普図始動入賞口 3 2 2 に遊技球が入球したことを条件として小当たりの抽選を行なう。抽選の結果は普通図柄表示装置 3 2 7 a により表示する。普通図柄表示装置 3 2 7 a は所定時間の間、図柄（普通図柄）を変動表示した後、抽選結果に応じた普通図柄を確定表示する。

【0026】

本実施形態では小当たりの抽選は、乱数を取得し、取得した乱数が予め定めた値に該当するか否かを判定（小当たりの判定）することにより行なう。本実施形態の場合、小当たりの判定は、普通図柄の変動中には行なわない。普通図柄の変動中に普図始動入賞口 3 2 2 への遊技球の入球があった場合は、その入球に対応する乱数を保留し、普通図柄の確定表示後に小当たりの判定を行なう。乱数の保留数は例えば最大 4 つである。従って、最大保留回数を超えて、普図始動入賞口 3 2 2 に入球があった場合、その入球に対応する小当たりの抽選は行なわない。なお、小当たり用の乱数の保留数を「普図抽選保留記憶数」といい、普図抽選保留記憶数表示装置 3 2 8 a によりその数が表示される。

10

【0027】

遊技台 A の制御部は、小当たりの抽選結果が小当たりであることを条件として、特図始動入賞口 3 2 1 b を一定時間（例えば 0 . 3 秒）開放させる。よって、小当たりが成立すると特図始動入賞口 3 2 1 b に遊技球が入球し易くなる。

【0028】

次に、内枠 2 0 0 への遊技盤 3 0 0 の着脱構造について図 2 乃至図 7 を参照して説明する。図 3 は内枠 2 0 0 と遊技盤 3 0 0 の分解斜視図、図 4 は内枠 2 0 0 の斜視図、図 5 はスライド部材 3 1 1 及び案内部 3 1 2 の斜視図であり、(a) は案内部 3 1 2 からスライド部材 3 1 1 を取り出した態様、(b) は案内部 3 1 2 へスライド部材 3 1 1 を装着した態様を示す。図 6 (a) 乃至 (c) はスライド部材 3 1 1 a の動作説明図であり、図 7 (a) 乃至 (c) は内枠 2 0 0 への遊技盤 3 0 0 の装着手順を示す模式図である。

20

【0029】

まず、遊技盤 3 0 0 側の構成について説明する。図 2 に示すように遊技盤 3 0 0 の本体パネル 3 1 0 の右側部には、スライド部材 3 1 1 a、3 1 1 b（以下、総称するときはスライド部材 3 1 1 という。）が設けられている。スライド部材 3 1 1 a、3 1 1 b はそれぞれ、本体パネル 3 1 0 の前面に設けられた案内部 3 1 2 a、3 1 2 b（以下、総称するときはスライド部材 3 1 2 という。）に案内されて、遊技盤 3 0 0 の周縁から一部が突出する突出位置と、該一部が突出しない非突出位置との間で直線的にスライド可能になっている。

30

【0030】

本実施形態の場合、スライド部材 3 1 1 a のスライド方向は左右方向とし、スライド部材 3 1 1 b のスライド方向は上下方向としており、スライド方向が異なる。また、スライド部材 3 1 1 a は本体パネル 3 1 0 の上部前面に配設され、突出位置において遊技盤 3 0 0 の右縁から突出する。スライド部材 3 1 1 b は本体パネル 3 1 0 の下部前面に配設され、突出位置において遊技盤 3 0 0 の下縁から突出する。スライド部材 3 1 1 a 及び 3 1 1 b の構成、並びに、案内部 3 1 2 a 及び 3 1 2 b の構成は本実施形態の場合、同じである。

40

【0031】

図 5 を参照して、スライド部材 3 1 1 は、板状の本体部 3 1 1 1 と、操作部 3 1 1 2 と、操作部 3 1 1 2 の底部から突起した突起部 3 1 1 3 と、を備え、例えば、樹脂材料からこれらが一体に形成されている。操作部 3 1 1 2 の両側部と本体部 3 1 1 1 との間にはスリットが形成されており、操作部 3 1 1 2 は本体部 3 1 1 1 に対して矢印 d 方向に弾性変位可能である。

【0032】

案内部 3 1 2 は、内部にスライド部材 3 1 1 の挿入空間が形成された門型をなしており

50

、本実施形態では本体パネル 3 1 0 に一体的に形成されている。案内部 3 1 2 の底部は開口して開口部 3 1 2 1 を形成し、案内部 3 1 2 の手前に位置する本体パネル 3 1 0 の表面 3 1 4 とには段差 3 1 2 1 a が形成されている。表面 3 1 4 には係合穴 3 1 3 が形成されている。なお、スライド部材 3 1 1 と案内部 3 1 2 とは色が異なるようにすることが望ましい。例えば、案内部 3 1 2 が赤色の場合、スライド部材 3 1 1 を白色とする。こうすることで、スライド部材 3 1 1 がどこに位置しているのかが、視覚的に分かり易いという利点がある。

【0033】

次に、図 2 及び図 3 を参照して、遊技盤 3 0 0 の本体パネル 3 1 0 の左側部の周縁には、上下方向に離間した係止凹部 3 1 5 a、3 1 5 b (以下、総称するときは係止凹部 3 1 5 という。) が形成されている。係止凹部 3 1 5 は、本体パネル 3 1 0 の左側面を、奥行き方向 (前面 背面) 全域に渡って凹ませたわけではなく、本実施形態の場合、前面側の部分のみを凹ませており、このため、図 2 に示すように背板部 3 1 5 a'、3 1 5 b' (以下、総称するときは背板部 3 1 5' という。) を残存させた構成としている。

10

【0034】

次に、内枠 2 0 0 側の構成について説明する。図 3 及び図 4 を参照して、内枠 2 0 0 は右内側部 2 0 3 a、左内側部 2 0 3 b、下内側部 2 0 3 c 及び上内側部 2 0 3 d により画定される、遊技盤 3 0 0 の収容空間 2 0 2 を有している。なお、収容空間 2 0 2 の背面側は開放している。

【0035】

左内側部 2 0 3 b 及び下内側部 2 0 3 c には、それぞれ、スライド部材 3 1 1 a、3 1 1 b に対応する位置に係合穴 2 0 4 a、2 0 4 b (以下、総称するときは係合穴 2 0 4 という。) が形成されている。係合穴 2 0 4 a はスライド部材 3 1 1 a が突出位置にある場合にその一部と係合し、スライド部材 3 1 1 a が突出位置から非突出位置にスライドされると、係合が解除される。また、係合穴 2 0 4 b はスライド部材 3 1 1 b が突出位置にある場合にその一部と係合し、スライド部材 3 1 1 b が突出位置から非突出位置にスライドされると、係合が解除される。しかして、スライド部材 3 1 1 及び係合穴 2 0 4 は遊技盤 3 0 0 を内枠 2 0 0 に着脱自在に係合する係合構造を構成している。

20

【0036】

以下、図 6 を参照してスライド部材 3 1 1 a 及び係合穴 2 0 4 a の係合動作について説明する。なお、スライド部材 3 1 1 b 及び係合穴 2 0 4 b の係合動作についても同様である。図 6 (a) 乃至 (c) は、図 2 の線 X - X に沿う端面図に相当する。

30

【0037】

図 6 (a) は遊技盤 3 0 0 が内枠 2 0 0 の収容空間 2 0 2 に収容され、かつ、スライド部材 3 1 1 a が非突出位置に位置しており、スライド部材 3 1 1 a と係合穴 2 0 4 a との係合が解除された態様を示している。この態様では、スライド部材 3 1 1 a の突起部 3 1 1 3 が係合穴 3 1 3 に挿入され、両者が係合した状態にある。その効果は後述する。

【0038】

図 6 (a) の態様から、作業者が操作部 3 1 1 2 を矢印方向に押圧すると、図 6 (b) に示すように、操作部 3 1 1 2 が本体部 3 1 1 1 に対して僅かに弾性変形し、突起部 3 1 1 3 が内枠 2 0 0 の表面に乗り上げ、スライド部材 3 1 1 a が矢印方向にスライドする。スライド部材 3 1 1 a のスライドにしたがって、本体部 3 1 1 1 が遊技盤 3 0 0 の周縁から突出し始め、本体部 3 1 1 1 の先端が係合穴 2 0 4 a に挿入され始める。

40

【0039】

操作部 3 1 1 2 が案内部 3 1 2 a に当接すると、スライド部材 3 1 1 a のスライドが終了しスライド部材は突出位置に位置する。そして、図 6 (c) に示すように本体部 3 1 1 1 の先端が係合穴 2 0 4 a に挿入されて係合状態となる。このとき、スライド部材 3 1 1 a の突起部 3 1 1 3 が開口部 3 1 2 1 に入り込み、操作部 3 1 1 2 は元の形状に復元する。また、突起部 3 1 1 3 は段差 3 1 2 1 a に当接して係合状態となる。つまり、段差 3 1 2 1 a は、スライド部材 3 1 1 a が突出位置にある場合に突起部 3 1 1 3 と係合する係合

50

部を構成している。突起部 3 1 1 3 と段差 3 1 2 1 a とが係合することで、スライド部材 3 1 1 a が非突出位置に戻ることが規制され、遊技盤 3 0 0 と内枠 2 0 0 との係合状態をより確実に維持できる。

【 0 0 4 0 】

遊技盤 3 0 0 と内枠 2 0 0 との係合を解除する場合には逆の手順となる。すなわち、図 6 (c) の態様から作業者がスライド部材 3 1 1 a を逆方向にスライドさせることで図 6 (a) の態様に戻り、係合が解除される。このとき、突起部 3 1 1 3 と係合穴 3 1 3 とが係合することで、スライド部材 3 1 1 a が案内部 3 1 2 a から完全に抜け出て脱落することを防止できる。つまり、係合穴 3 1 3 はスライド部材 3 1 1 a が非突出位置にある場合に突起部 3 1 1 3 と係合する係合部を構成している。

10

【 0 0 4 1 】

次に、図 3 及び図 4 に戻り、内枠 2 0 0 の構成を更に説明する。内枠 2 0 0 の左内側部 2 0 3 b には係止凹部 3 1 5 a、3 1 5 b にそれぞれ対応する位置に、係止凸部 2 0 5 a、2 0 5 b (以下、総称するときは係止凸部 2 0 5 という。) が形成されている。係止凸部 2 0 5 a は複数の突出片を上下方向に配列し、それらの背部を板で連結した形状を有しており、左内側部 2 0 3 b から凸状に突出して左内側部 2 0 3 b と一体に形成されている。係止凸部 2 0 5 と係止凹部 3 1 5 とは、遊技盤 3 0 0 を内枠 2 0 0 に着脱自在に係止する係止構造を構成する。

【 0 0 4 2 】

また、図 3 に示すように、内枠 2 0 0 の複数の位置には、スペーサ受け部 2 0 6 が形成されており、スペーサ受け部 2 0 6 にはスペーサ 2 0 7 が嵌合する。スペーサ 2 0 7 はゴム等の弾性部材であり、内枠 2 0 0 に対して遊技盤 3 0 0 を装着した状態において、内枠 2 0 0 と遊技盤 3 0 0 との間に介挿された状態となる。

20

【 0 0 4 3 】

次に、係止凸部 2 0 5 と係止凹部 3 1 5 との係合動作、並びに、遊技盤 3 0 0 の内枠 2 0 0 への装着手順について図 7 を参照して説明する。図 7 (a) に示すように、作業者は、まず、スライド部材 3 1 1 が非突出位置にあることを確認した上で、遊技盤 3 0 0 を内枠 2 0 0 の前面側から内枠 2 0 0 に対して斜めに準備し、遊技盤 3 0 0 の左側部側から内枠 2 0 0 の収容空間 2 0 2 へ遊技盤 3 0 0 を挿入する。その際、背板部 3 1 5 を係止凸部 2 0 5 の背後に差し込むようにする。

30

【 0 0 4 4 】

続いて、遊技盤 3 0 0 をその左側部側を中心として回動させながら収容空間 2 0 2 へ押し込む。これにより、図 7 (b) に示すように、遊技盤 3 0 0 が収容空間 2 0 2 に収容されて、遊技盤 3 0 0 の背面にスペーサ 2 0 7 が当接した状態となる。また、係止凸部 2 0 5 が係止凹部 3 1 5 に入り込んだ係止状態となる。これにより、遊技盤 3 0 0 の左側部側は、上下方向、左右方向並びに背面 前面方向の移動が規制されて位置決めがなされる。なお、本実施形態では、遊技盤 3 0 0 側に係止凹部 3 1 5 を設け、内枠 2 0 0 側に係止凸部 2 0 5 を設けたが、遊技盤 3 0 0 側に凸状の係止部を設け、内枠 2 0 0 側に凹状の係止部を設けてもよい。

【 0 0 4 5 】

最後に、スライド部材 3 1 1 を突出位置へスライドさせて係合穴 2 0 4 に係合させて遊技盤 3 0 0 の装着作業が終了する (図 7 (c))。遊技盤 3 0 0 の右側部側は、スライド部材 3 1 1 a と係合穴 2 0 4 a との係合により、上下方向、背面 前面方向の移動が規制され、スライド部材 3 1 1 b と係合穴 2 0 4 b との係合により、左右方向、背面 前面方向の移動が規制される。

40

【 0 0 4 6 】

スライド部材 3 1 1 a とスライド部材 3 1 1 b とは、スライド方向が異なり、したがって、遊技盤 3 0 0 から突出する位置が異なっている。このため、遊技盤 3 0 0 の移動を規制する方向が異なり、遊技盤 3 0 0 の移動方向を多方向で規制できる。また、島設備に設置された遊技台の位置を考慮すると、作業者の概ね腕高さに位置するスライド部材 3 1 1

50

aのスライド方向は左右方向とし、作業者の概ね腰高さに位置するスライド部材311bのスライド方向は上下方向としたことで、作業者が遊技台の手前で起立したまま容易に遊技盤300の交換作業を行うことができる。さらに、スライド部材311bは、遊技盤300の下縁から突出して、遊技盤300の下部が前面側に出ることを規制する。これにより、遊技盤300が、その下部が前面側に出て傾斜した、いわゆる寝た状態で内枠200に支持されることを防止できる。

【0047】

こうして、係止凸部205と係止凹部315との係止、並びに、スライド部材311と係合穴313との係合により、遊技盤300が内枠200に位置決めされて装着される。なお、遊技盤300が内枠200に装着された状態においては、スペーサ207が僅かに圧縮された状態となるようにその寸法を設定しておくことで、振動等により遊技盤300ががたつくことをより確実に防止できる。

10

【0048】

遊技盤300を内枠200から取り外す場合には、逆の手順となる。すなわち、スライド部材311を非突出位置にスライドし、遊技盤300を収容空間202から斜めに抜き出せばよい。

【0049】

このように本実施形態では、作業者がスライド部材311を操作してスライドさせることで、遊技盤300と内枠200との着脱ができる。また、案内部312が遊技盤300の前面に設けられたことにより、スライド部材311が遊技盤300の前面に位置しており、内枠200の前面側から遊技盤300を交換できる。したがって、遊技盤300の交換作業を容易化できる。

20

【0050】

本実施形態では、遊技盤300と内枠200との着脱構造として、スライド部材311と係合穴204との係合構造に加えて、係止凸部205と係止凹部315との係止構造を併用したが、スライド部材311と係合穴204との係合構造のみで、遊技盤300と内枠200との着脱構造を構成してもよい。しかし、係止凸部205と係止凹部315との係止構造は、遊技盤300を収容空間202に挿入しながら、係止状態にすることができ、スライド部材311のようにスライド作業が不要である。したがって、スライド部材311と係合穴204との係合構造と、係止凸部205と係止凹部315との係止構造との併用により、作業者の作業性、遊技盤300の交換容易性を更に高められる。

30

【0051】

なお、遊技盤300の交換作業は前面扉400を開いた状態で行うところ、その回動中心となる内枠200の左側部側は前面扉400の存在により作業スペースが狭い。本実施形態では、前面扉400がヒンジ部401を介して内枠200の左側部側に回動自在に支持されており、係止凸部205及び係止凹部315からなる係止構造は、内枠200の左側部側に位置している一方、スライド部材311及び係合穴204からなる係合構造は、内枠200の左側部とは反対側の右側部に位置している。このように、スライド作業が必要なスライド部材311を、前面扉400の回動中心から離れた部位に配設することにより、作業スペースを確保して作業性を向上できる。

40

【0052】

スライド部材311及び係合穴204からなる係合構造の数、配設部位は、遊技盤300の移動を規制する方向に応じて種々の態様が選択できる。係止凸部205及び係止凹部315からなる係止構造を併用した場合の、その数、配設部位も同様である。

【図面の簡単な説明】

【0053】

【図1】本発明の一実施形態に係る遊技台Aの斜視図であり、前面扉を開いた態様を示す図である。

【図2】遊技盤300の正面図である。

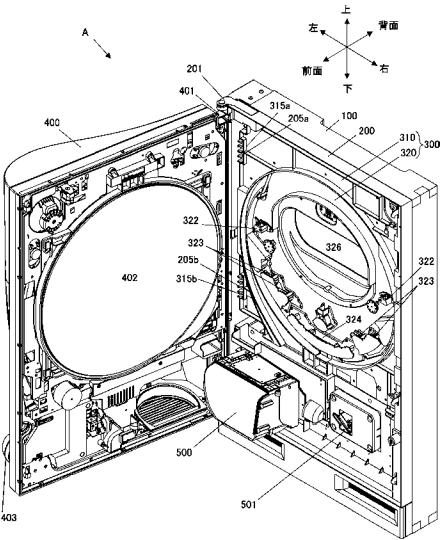
【図3】内枠200と遊技盤300の分解斜視図である。

50

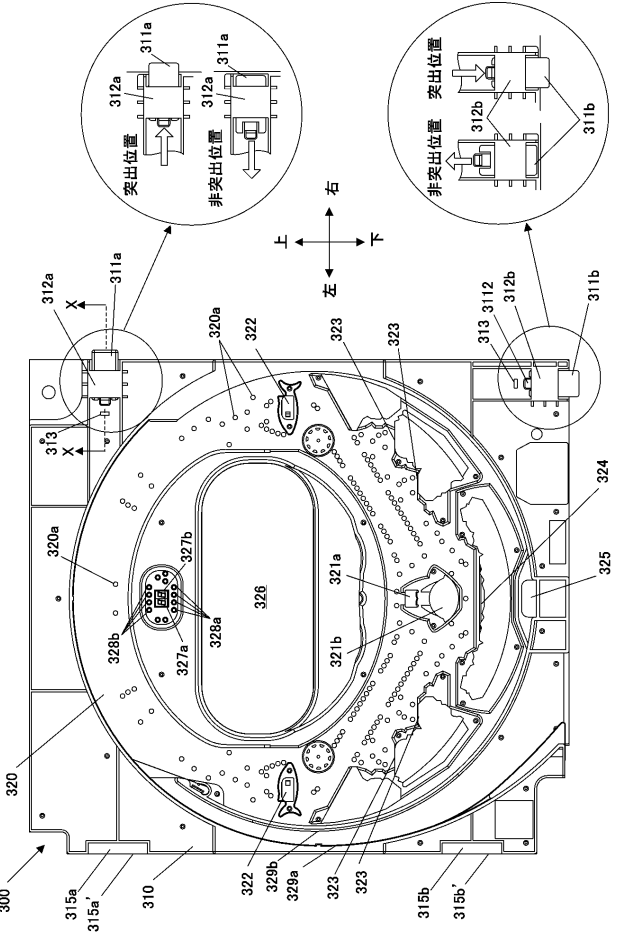
【図4】内枠200の斜視図である。
 【図5】スライド部材311及び案内部312の斜視図であり、(a)は案内部312からスライド部材311を取り出した態様、(b)は案内部312へスライド部材311を装着した態様を示す。
 【図6】(a)乃至(c)はスライド部材311aの動作説明図である。
 【図7】(a)乃至(c)は内枠200への遊技盤300の装着手順を示す説明図である。

- 【符号の説明】
 【0054】
 A 遊技台
 200 内枠(枠体)
 300 遊技盤
 311 スライド部材

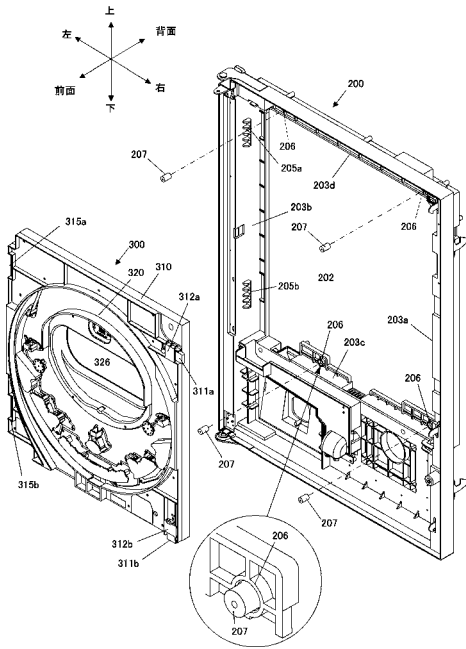
【図1】



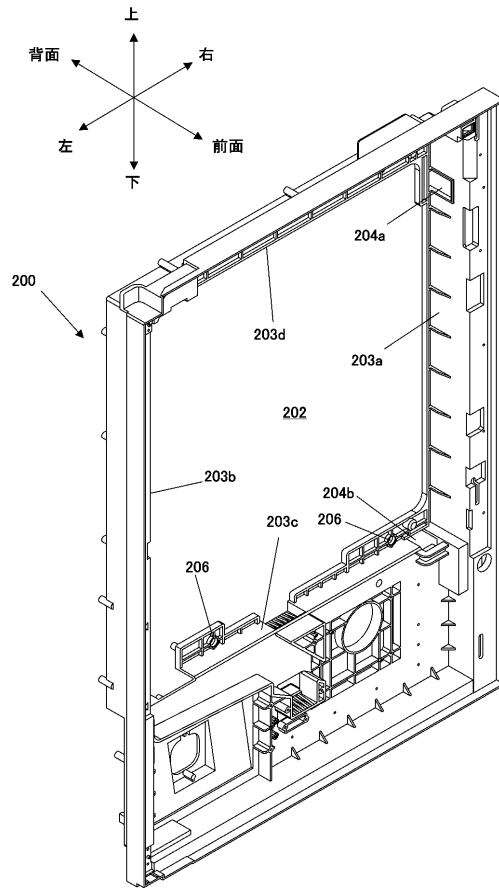
【図2】



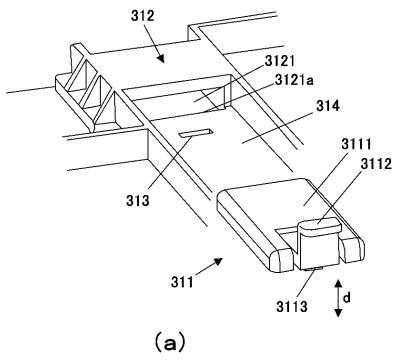
【 図 3 】



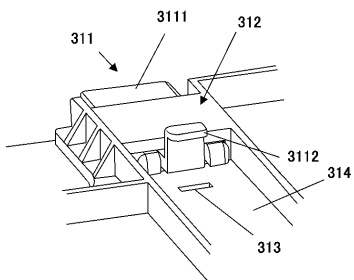
【 図 4 】



【 図 5 】

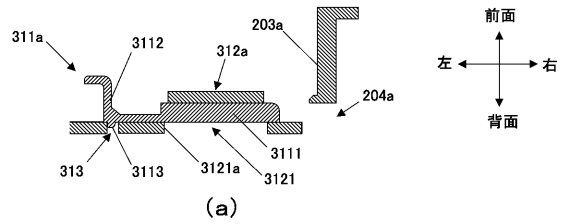


(a)

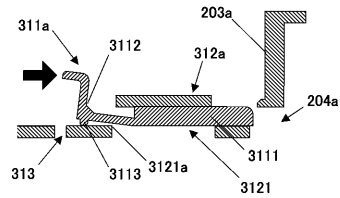


(b)

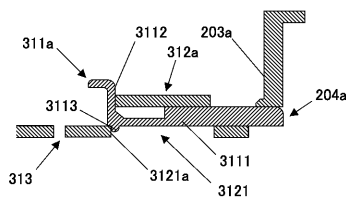
【 図 6 】



(a)



(b)



(c)

【 図 7 】

